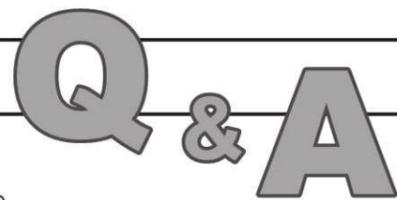


教えて、カードのあれこれ



カードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安。

▶ カードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません。

カードを失くした場合、どうすれば良いかわからない。

▶ 万が一紛失しても、コールセンター（☎ 0120-95-0178 / 24時間365日受け付け）に電話することで、カードの利用を一時停止することができます。

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い。

▶ 第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません。

令和6年秋にカードと健康保険証が一本化します

健康保険証はいつまで使えますか？

▶ 令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、7年7月31日まで使用できます。
※ 与謝野町国民健康保険証の場合

カードをなくしたり、手元にない場合は？

- 令和6年秋以降は、カードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付されます。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。



カードは、このポスターやステッカーが貼ってある医療機関・薬局でご利用可能です。

問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
保健課 ☎ 43-9022



厚生労働省
ホームページ

健康保険証をお使いの皆さまへ

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

～令和6年秋にマイナンバーカードに一本化～

※ 掲載している情報は、令和5年7月時点のものです



マイナンバーカードの健康保険証利用の3つのメリット

1. データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され（※）、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカード（以下、「カード」）を健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります

2. 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。

3. 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

カードを健康保険証として利用するためには

次の2STEPで利用できます

カードを申請する

● 申請方法は以下の3通り

- ① オンライン申請（パソコン、スマートフォンから）
- ② 郵送による申請
- ③ まちなかの写真証明機からの申請

1

カードを健康保険証として登録する

● 利用登録の方法

- ① マイナポータルから行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受け付けで行う

2